

規制の事前評価書（要旨）

政策の名称		輸入に係る加糖調製品の独立行政法人農畜産業振興機構との義務売買を通じた売買差益の徴収措置の新設	
担当部局		農林水産省政策統括官付 地域作物課 電話番号：03－3502－5963	
評価実施時期		平成28年 1 月	
規制の目的、内容及び必要性等		加糖調製品の輸入申告者等と独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の間において、輸入加糖調製品の義務売買を行うことにより、売買差益（以下「調整金」という。）を徴収する。 加糖調製品については、平成2年の輸入自由化以降、その輸入量は増加傾向にあるが、現状では、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づく砂糖との価格調整が行える仕組みとはなっていない。 このような状況の中で、今般のTPP交渉の結果、加糖調製品について新たに関税割当枠を設定することとなり、加糖調製品の輸入量が更に増加し、安価な加糖調製品による砂糖の需要の浸食が更に進行することで、制度の安定運営に支障が生ずることが懸念される状況となった。 このため、輸入加糖調製品から調整金を徴収することで、砂糖と加糖調製品の内外コスト格差を調整し（加糖調製品から徴収した調整金により、国内で生産される砂糖の製品価格を引き下げる）、引き続き、国内産糖の安定供給ができるよう措置する必要がある。	
		法令の名称・関連条項とその内容	○ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第2章第3節（輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置） ○ 独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第5号ハ（輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの業務）
想定される代替案		【代替案】輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの業務について、機構ではなく、農林水産省が実施する。	
規制の費用		費用の要素	代替案の場合
	（遵守費用）	【本案】 ○ 輸入申告者と機構の加糖調製品売買に関する費用 等	【代替案】 ○ 輸入申告者と農林水産大臣の加糖調製品売買に要する費用 等
	（行政費用）	【本案】 ○ 既存のシステムやガイドラインに輸入加糖調製品を加えるための改良費用 等	【代替案】 ○ 輸入加糖調製品から調整金を徴収するために、新規にシステムやガイドラインを構築するための開発費用 等
	（その他の社会的費用）	特になし。	特になし。
規制の便益		便益の要素	代替案の場合
		【本案】 ベースラインは、「輸入加糖調製品の砂糖との価格調整を実施しないこと」である。 今回の価格調整措置によって、輸入に係る粗糖の調整金負担を引き下げることにより、制度の安定運営を通じた甘味資源作物の再生産、	【代替案】 ○ 左記と同様。

	国内産糖の安定供給が可能となり、砂糖の製品価格の引下げが可能となる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	【本案】 ○ 費用について、機構の業務内容に質的な変更が生じるものではないことから、業務の効率化によって対応が可能と考えられるところであり、生産者や精製糖企業にとって多大な便益をもたらすものであることから、費用を便益が上回ると考えられる。 【代替案】 ○ 便益は本案と同様である一方、これまで売買業務を担ってこなかった国が売買を行うことにより、新たなガイドライン作成や、新たなシステムの構築・導入等が必要となり、本案に比べ追加費用が発生する。 ○ 輸入糖等に係る制度運営業務と、加糖調製品に係る制度運営業務が、機構と国で分断して実施されることにより、制度運営業務全体として非効率になる。 以上により、得られる便益に対して本案の方がよりコストを低く抑えることが可能である。	
有識者の見解その他関連事項	「総合的なＴＰＰ関連政策大綱（平成27年11月25日ＴＰＰ総合対策本部決定）」において、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする」としている。	
レビューを行う時期又は条件	改正後の法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	
備考		